

西予市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス及び介護予防ケアマネジメントAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

令和6年4月1日
西予市告示第116号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の5第2項及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第1号に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス(以下「訪問介護相当サービス」という。)若しくは同条第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービス(以下「通所介護相当サービス」という。)又は法第8条の2第16項に規定する介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントAに係る基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 第1号事業(生活支援事業を除く。)のうち、次の各号に掲げるサービスの基準は、それぞれ当該各号に定める基準をもって、その基準とする。

- (1) 訪問介護相当サービス 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和6年厚生労働省告示第84号)(指定相当訪問型サービス及び基準該当相当訪問型サービスに係る部分に限る。)
- (2) 通所介護相当サービス 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(指定相当通所型サービス及び基準該当相当通所型サービスに係る部分に限る。)
- (3) 介護予防ケアマネジメントA 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)(地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者に係る部分に限る。)

(記録の保存)

第3条 前条の規定にかかわらず、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する利用者に対するサービスの提供に関する記録は、その完結した日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。